

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部福祉局地域福祉課
(電話011-231-4111 (内線25-611))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区 分	備考
1	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	第14条第1項	償還金の全部又は一部に相当する額の返還命令	未設定 ハ	
2	戦傷病者特別援護法	第5条第2項	戦傷病者手帳の提出命令及び訂正	設定	
3	戦傷病者特別援護法	第6条第2項	戦傷病者手帳の返還命令	設定	
4	社会福祉法	第56条第6項	社会福祉法人に対する措置命令	未設定 ハ	
5	社会福祉法	第56条第7項	社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止命令	未設定 ハ	
6	社会福祉法	第56条第8項	社会福祉法人に対する解散命令	未設定 ハ	
7	社会福祉法	第71条	社会福祉施設の基準適合命令	未設定 ハ	
8	社会福祉法	第72条第1項	社会福祉事業経営の許可の取消等	未設定 ハ	
9	社会福祉法	第72条第2項 第3項	社会福祉法の規定に違反して社会福祉事業を営む者の制限等	未設定 ハ	
10	生活保護法	第25条第2項	職権による保護の廃止	設定	
11	生活保護法	第26条	保護の停止、廃止	設定	
12	生活保護法	第28条第5項	調査に応じないときの保護の廃止等	設定	
13	生活保護法	第45条第2項	保護施設の認可の取消、改善命令	設定	
14	生活保護法	第46条第3項	保護施設の管理規定の変更命令	設定	
15	生活保護法	第48条第3項	保護施設の長の指導の制限、禁止	設定	
16	生活保護法	第51条第2項	指定医療機関の指定取消	設定	
17	生活保護法	第54条の2第5項 及び第6項において準用する同法第51条第2項	指定介護機関の指定取消	設定	
18	生活保護法	第62条第3項	保護の変更、停止、廃止	設定	
19	生活保護法	第63条	費用返還額決定	設定	
20	生活保護法	第77条	扶養義務者からの費用徴収	設定	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
21	生活保護法	第78条第1項	不正受給者からの費用徴収	設定	
22	生活保護法	第79条	補助金等の返還命令	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。